

犯罪被害者と その家族の人権



本当の友だち

小学四年生

私は、とても人見知りです。ようち園の時、友だちなんて一人もいませんでした。でも、お母さんが、「まだ、友だちがいなくても、これからつくっていくばいよ。」

と言ってくれました。私は、そのお母さんの言葉で、少し元気ができました。それから、一人ひとり、なかよくなっていきました。私は、友だちをつくっている時に感じました。それは、「友だちをつくることを意識するのではなく、ほんの少しの取り組み。例えば、朝、必ずあいさつをするなど一日の何気ない取り組みがなかよくなる」ということです。そして、年中になった時、Aちゃんが、私たちのクラスに入ってきました。私は、いつも通り自己紹介が終わった後、あいさつをしました。そしたら、Aちゃんも元氣よくにこにこして、あいさつを返してくれました。

それから、年中で半年たちました。私は、あいさつをした後、どうやってなかよくなったかは覚えていません。でも、気がついたら私とAちゃんはいつもいっしょでした。そのことをお母さんに言ったり、「よかったね。」

とやさしい声で言ってくれました。

年長になって、また同じクラスになれた時はうれしかったです。Aちゃんとなかよくなってから、他の子

ともなかよくなりはじめ、ようち園で一番楽しい一年でした。

小学校へ入り、少し新しいクラスの子となかよくなっていきました。

それから二年生になり、三年生になりました。そして、四年生になり、クラスをまとめる学級委員をしたことで、たくさんの人とあいさつをしたり、話をしたりしてつながることができました。

昨年の校長先生、そして今年の校長先生、どちらとも「あいさつが大事」ということを言っています。私は、毎日の生活で「あいさつ」という宝物は、人と人をなかよしにしてくれるものと分かりました。

Aちゃんとは、ようち園で二年間、小学校で四年間、ずっといっしょのクラスです。時にはけんかをすることもありますが、相手が困っていたらもう一人が助けるということをくり返してきました。そして、そのAちゃんのおかげで、この六年間少しずつ人見知りがなくなってきた気がします。

お母さんが言っていた、

「本当に一人だけでいい。一人だけでいいから、信じられる、何でも相談できる友だちができるといいね。」

という願いは、かなった気がします。

本当の友だちというのは、何でもたよれる人。そのような友だちを「親友」というのだと思います。Aちゃんと出会えて、本当にうれしいです。

人権作文集「人権の芽」第9集より

伊勢市環境生活部 人権政策課

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL(0596)-21-5546/FAX(0596)-21-5642
URL <http://www.city.ise.mie.jp>

伊 勢 市

表紙：平成27年度人権尊重啓発ポスター小学2年生の部 市長賞

2015.12 1,300部
再生紙を使用しています。



もし自分や家族が犯罪被害にあったら…

多くの人々は、日常生活において犯罪に巻き込まれることなど想定していないでしょう。

ひとたび犯罪に巻き込まれると様々な問題が発生してきます。突然、犯罪に巻き込まれた人やその家族は、どのような悩みを持ち苦しんでいるのでしょうか。

直接的被害

犯罪によって直接うける被害のことです。

例えば、窃盗であれば「財物を奪われること」、殺人・傷害であれば「命を奪われたり、体を傷つけられたりすること」、危険運転であれば「命を奪われたり、体を傷つけられたり、車に損傷を負わされたりすること」、詐欺であれば「欺かれて財物をなくすこと」です。

二次被害

犯罪被害にあった後にうける被害のことです。例えば、次のようなことです。

- ・事件の影響で心身の障がいを負う。
- ・事情聴取・裁判のために、仕事に支障をきたす。
- ・傷害を負った場合の医療費、通院費を払わなければならない。
- ・加害者に資力がない場合、賠償金が支払われず、経済的負担を負う。
- ・報道によって、中傷を受けたり、プライバシーを侵害されたりする。
- ・まわりから噂や好奇の目にさらされる。

犯罪被害者やその家族は、犯罪により生命・身体・財産などに対する直接的被害だけでなく、その後にも捜査や裁判などでの精神的・時間的負担、治療・通院などによる経済的負担、過剰な取材や報道によるプライバシーの侵害などの「二次被害」に苦しめられることがあります。

この「二次被害」は、長期化かつ深刻化しがちな問題ですが、犯罪被害者やその家族が置かれている状況を、私たちが「自分の身にも起こりえること」としてとらえ、理解することによって軽減される可能性がある問題でもあります。

犯罪被害者に対して私たちにできること

犯罪被害にあうと、自分が今まで抱いていた信念や人への信頼感を根底から覆されてしまうことがあります。そのため、被害者は深く心を傷つけられいつもの精神状態を保つことが困難になったり、周りが励ますつもりで掛けた言葉にも深く傷ついてしまったりすることがあります。犯罪被害者とその家族に対しどのように接したらよいのか、私たちができることを考えてみましょう。

● 二次被害となることをしない

- ・罪悪感の増長（例：「もしあなたがもっと～だったら」）
- ・他人と比較する（例：「あなた一人が苦しいのではない」）
- ・励ます（例：「もっと強くなると」）
- ・気持ちを否定する（例：「そんなふうには考えてはダメ」）

このようなことは、悲しみや苦しみの中にある被害者の心をさらに傷つけてしまうことがありますので、注意が必要です。

● 静かに見守る

- ・被害者が語ることばに付き合い、寄り添う
- ・相手の気持ちを尊重した声掛け（例：「心配しています」「何か出来ることはありませんか」）
- ・「自分にできること」を伝え、今までの生活を支える手伝いをする

犯罪被害に遭ったら…

犯罪被害者やその家族の支援活動を行っている団体があります。支援の内容は、心理カウンセラーの派遣、緊急避難場所の確保、病院の斡旋や付添、弁護士との斡旋、記者会見の設定等の調整、犯罪被害者給付金の請求手続などさまざまです。困ったときには、専門機関へ相談しましょう。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| * 社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター | ☎ 059-221-7830 |
| * みえ性暴力被害者支援センター よりこ | ☎ 059-253-4115 |
| * NPO法人全国被害者支援ネットワーク | ☎ 03-3811-8315 |
| * 公益財団法人犯罪被害救援基金 | ☎ 03-5226-1020 |